

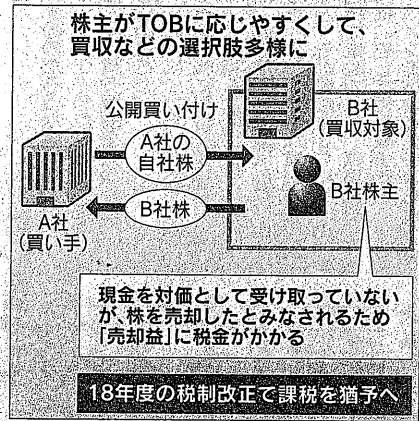
# 自社株でM&A 税優遇

## 買収される側の株主へ課税猶予

## 大型再編を後押し

経済産業省は企業が自社の株式を使ってM&A(合併・買収)をしやすくする検討に入る。買収される側の企業が現金の代わりに株式で対価を受け取った場合、その企業の株主の税負担を一定期間、猶予できるように財務省に求める。欧米では株主が買収金を支払うM&Aを通じ大型の事業再編が進んでおり、日本でも生産性向上などを目指した業界再編や事業売却が多様な手法を講ずるようになる。

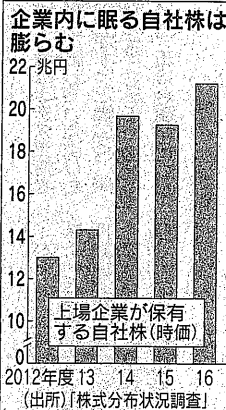
経産省が2018年度省と協議の上で年末にまとめた税制改正要望に盛り込め、税制改正大綱に盛り込む。今秋以降に経産省が取り込むことを目指す。経産省が要望するのは



### 経産省要望へ

▼TOB(株式公開買付け) 企業の経営権などを取得するために不特定多数の株主から株を買集めること。M&A(合併・買収)の手法のひとつで、買付けの期間や数量、価格などを示して取得する。買収先企業の同意がない敵対的な買収の手段にもなる。

実際に現金が入ってきていないのに税務上は「株主が保有株を手放した」と判断され、みなしの売却益への課税が発生する。売り手企業の株主の手元には株式しかないのに、税金を払わなければならない。TOBに際する際のネックになっている。実際、自社株対価TOBは11年に解禁されたが、利用実績はゼロのまま。サントリーホールディングスによる米蒸留酒



実際に処分した段階では売却益に課税される。多くの欧米諸国では一定の要件を満たせば、売り手企業の株主に対しては課税の繰り延べ措置が認められている。自社株と現金を組み合わせたM&Aも活発だ。鉄鋼大手のミタル・スチールが同業のアルセロールを買収した際は自社株と現金を組み合わせてる手法を採用した。自社株を使ったM&A

は業績好調などで自社の株価が高いほど、その優良な事業価値をテコにした巨額の大型買収も仕掛けやすい。借り入れによる金利など買い手企業の財務負担も軽減できる。経団連もかねて自社株対価TOBに関する繰り延べ措置を検討するよう提言していた。

東京証券取引所などの調査によると、16年度末に自社名義の株式を持つ上場企業は前年度比1%増の3244社で、全体の約9割を占めた。大半の企業が自社株を保有しており、TOBへの活用が進む可能性がある。もっとも税制を変えただけで自社株を使ったTOBが伸びるかは見通せない部分もある。買収後に相乗効果を生揮できないければ、株を受け取る株主の利益を損ないかねない。売り手企業の株主と十分に対話し、買収による相乗効果や成長戦略を伝えていく必要がある。